

「医療経営の非営利性等に関する検討会」(報告書)

～ 「出資額限度法人」の普及・定着に向けて <ポイント> ～

医療法人の非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保、 変革期における医療の担い手としての活力の増進の二つを柱とした医療法人の医療経営改革の一環として、 社団医療法人の出資持分に起因する問題に関し、 公益性や経営の安定性の確保の観点から「出資額限度法人」の仕組みの普及・定着を行う。

「出資額限度法人」の検討の必要性

医療法人の「非営利性」の徹底： 投下資本の回収を最低限確保しつつ、 法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払戻し(分配)されるという「事実上の配当」とも評価されかねない事態の発生を防止。

「医療の永続性・継続性」の確保： 社員の退社時や法人の解散時における払い戻し(分配)される額の上限があらかじめ明らかになることで、 医療法人の安定的運営に寄与。

「出資額限度法人」の内容等

出資額限度法人： 社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、 払込出資額を限度とすることを定款において明らかにする社団医療法人。

出資額： 金銭出資・現物出資どちらも、 社員(出資者)が出資した時点の価額(出資申込書記載の額の等価)を基準。

出資持分の及ぶ範囲： 解散・脱退時における出資持分を有する者への返還額は、 出資持分を有する者それぞれにつき、 その出資した額を超えるものではない。

「出資額限度法人」の普及に向けて関係者に期待される役割

医療法人における取組： 「出資額限度法人」の積極的意義についての理解の深まりに応じ、 社団医療法人自らが「出資額限度法人」となり、 増加していくことが期待。

医療法人の監督に係る行政における取組： 「出資額限度法人」への円滑な移行に資するため、「出資額限度法人のモデル定款(仮称)」を新たに作成し、 周知を図る。

病院関係団体を始めとする関係団体における取組： 関係者の理解・合意を得るために必要な手続や留意点、 公益性を高めた例などの好事例を収集・整理し、 広く関係者に提供すること。「出資額限度法人」への移行を検討しようとする関係者からの具体的な相談に応じるなどの活動を展開すること。

出資額限度法人の課税上の取扱い(別紙参照)

「出資額限度法人」をめぐる課税関係について明確化(出資、 社員及び役員が特定の同族グループに占められていると認められるときは、 社員の脱退時に残存社員にみなし贈与課税の問題が生じることなど)し、 医療法人側・社員側双方に対する課税面での取扱いを整理・周知し、 移行に伴う関係者の不安を解消・円滑な移行を図る。

今後の課題

「出資額限度法人」が普及・定着することにより、「社団医療法人の『事実上の配当』とも評価されかねない事態に対処し、『非営利性』を徹底するという段階」を超え、 より積極的に公益性を実現していくことが課題。

その際、 特定医療法人及び特別医療法人と医療法人全般との関係、 さらに公益的な運営を確保している2つの法人類型の相互関係を如何に考えるかといった論点を含め、 2つの法人類型それぞれについて実施した要件緩和の効果も見極めつつ、 さらに検討が深められることを期待。